

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

質問要旨

新型コロナウイルス感染症対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 今回の補正予算案は、発熱患者増加時の外来医療の逼迫を回避しつつ、高齢者や重症化リスクのある方に適切に医療を提供できる体制を整備するなど、速やかな対応が必要な事業等を推進するものであり、高く評価する。

(2) 発熱外来の逼迫を避けるためには、電話やオンライン診療の体制も重要と考えるが、実施機関が少ないことや診断の正確性の担保、薬の迅速な提供体制などの多くの課題があるが、本府では、オンライン診療の強化にどのように取り組むのか。また、承認された検査キットの確保と同時流行下での同検査キットの使用等の適切な医療情報の提供や府民啓発の発信をどのように展開していくのか。

(3) 国において、第8波対策として感染レベルを5段階から4段階に見直され、外来医療への負荷が高まり、救急搬送の困難事案が急増する状況となるレベル3の「医療負荷増大期」では、知事が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出し、あらゆる世代に混雑した場所への外出自粛等が要請可能となった。発出に当たっては、国との連携に加え、年末年始の帰省等での人の流れや府民への行動要請は、近隣県の対策との整合性等も重要となるが、基本的な考えはどうか。

(4) これまでの感染拡大による病床の逼迫を踏まえ、医療提供体制の一層の強化を図るため、感染症法の改正が成立し、都道府県が各医療機関と事前に協定を結ぶ仕組みが盛り込まれたことにより、地域の中核となる公立・公的医療機関や大学病院等の「特定機能病院」や「地域医療支援病院」に流行時の病床確保が義務付けられたが、今後、本府において、医療機関との協定の下、医療提供のための病床確保がどの程度進展するのか。

答弁

オンライン診療についてでございます。

電話診療を含むオンライン診療につきましては、議員御指摘のとおり、診断の正確性などの課題もあり、京都府といたしましては、医療関係者の御意見を踏まえ、まずは対面での医療提供体制が拡充できるよう、休日診療に対する助成の実施などに必要な補正予算を今定例会に提案し、御議決いただいたところでございます。

一方、オンライン診療につきましては、1,008 箇所の診療・検査医療機関のうち、388 箇所で実施されており、今月から、京都府ホームページにおいて周知を図っているところでございます。

この冬の感染拡大に備え、オンライン診療を含む発熱外来体制の充実は重要と考えており、引き続き、必要な電話・オンライン診療体制が確保できるよう医師会のご協力のもと医療機関に働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、検査キットの確保についてでございます。

検査キットの確保につきましては、国の承認を受けた抗原検査キットを約 63 万テスト分を確保し、医療機関から発熱患者へ配布いただくこととしております。

また、国の承認を受けた検査キットを購入していただけるよう、必要な情報を京都府ホームページなどでお知らせしており、引き続き適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療ひっ迫防止対策強化宣言についてでございます。

去る 11 月、国において、今秋以降の対応として、新たなレベル分類の設定とともに、発熱外来など保健医療への負荷が高まった場合、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」などを行うことができることとされました。

これから年末年始にかけて、人の移動が増え、混雑した場所などでは感染リスクが高まる場面も想定されます。

また、今後、季節性インフルエンザの同時流行も懸念されることから、国とも常に緊密に情報交換を行い、関西広域連合や全国知事会とも連携して対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、府民の皆様に対しては、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種の検討をお願いしたいと考えております。

次に、改正された感染症法に基づく病床確保についてでございます。

現在、府内では感染症指定医療機関として 7 病院 38 床の感染症病床を指定しているところですが、今回の新型コロナ対応時には大幅に病床が不足したことから、一般病床を感染症病床に転換して対応してまいりました。

改正された感染症法では、感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県は新興感染症の対応を行う医療機関と病床や発熱外来等に係る協定を締結することとなっております。

病床確保に当たっては、今回のコロナ禍の経験も踏まえ、公立・公的病院か民間病院かに関わらず、地域の医療機関の御意見を十分に伺いながら必要な協力をお願いしたいと考えております。

具体的病床数については、来年度に見直す次期医療計画の中で検討してまいります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に対応するため、検査・診療体制をはじめ、医療提供体制の確保に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

2 困難を抱える女性への支援について

質問要旨

本年 5 月、性被害や生活困窮、家庭関係の破綻等の困難な問題を抱える女性に対し、多様かつ包括的な支援を提供するため、「困難女性支援法」が成立したが、困難を抱える女性への支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 新法に基づく支援の充実には核となる人材が不可欠であるが、女性相談支援員の設置は都道府県は義務、市町村は努力義務となっており、適切な配置・育成・処遇改善が必要であり、実態に即した充実した内容となることが重要と考えるが、新法が義務付ける基本計画の策定に向けてどのように取り組むのか。また、これまでの取組を一層強化し、官民協働の推進と女性相談支援員をはじめとする人材の確保・育成にどのように取り組むのか。

答弁

次に、困難な問題を抱える女性への支援についてでございます。

京都府におきましては、女性の自分自身の生き方や人間関係などの問題をひとりで抱え込まないよう、京都府男女共同参画センターを核として、市町村や民間団体と連携し、相談体制を整えてまいりました。

さらに、婦人相談所の機能も担う家庭支援総合センターにおきましては、売春防止法に基づく婦人保護事業として、困難な状況にある女性への個別支援を行ってまいりました。

売春防止法が施行されてから60年以上経過する中で、婦人保護事業を取り巻く状況は大きく変化し、売春に関する相談はほとんどなくなる一方で、DV、ストーカーやリベンジポルノなどといった新しい問題が増えるなど、複雑化・多様化してまいりました。

こうした困難な問題を抱えた女性に対し寄り添いつつ、自立につながる支援を切れ目なく行っていくためには、行政や民間団体をはじめ、関係する様々な主体が、それぞれの強みを活かし支援を担う体制づくりが今まで以上に必要となってきております。

このため、本年5月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から脱却させ、「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな枠組みづくりが可能となる新たな法律が成立をいたしました。

令和6年4月に予定されている法施行に向け、京都府といたしましては、まず、国が定める基本方針に即した基本計画の策定につきまして、議員御指摘のとおり、相談・支援活動に携わってきた婦人相談員に加え、民間シェルターの運営者、NPO団体、さらに当事者等から丁寧に話を聞き、実効性の高い計画を作ってまいりたいと考えております。

また、計画を踏まえ、関係機関や民間団体等と緊密な連携が図れるよう「支援調整会議」を設置し、官民協働により、困難な問題を抱える女性に包括的な支援を提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、女性相談支援員の人材確保・育成についてでございます。新法に基づき、令和6年4月から、婦人相談所は困難な問題を抱える女性に対し、多様な支援を包括的に提供するための女性相談支援センターに生まれ変わることとなりました。

センターが機能を十分に発揮するためには、支援の中核を担う京都府と支援の入り口となる市町村が一体となって支援体制づくりが重要でございます。

そのため、支援の中心となる女性相談支援員の適切な確保と配置に向けて、育成方法や処遇改善の検討を進めますとともに、民間支援団体をはじめ様々な形で支援に携わる方が必要となる専門知識等を取得できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、行政だけでなく、様々な関係機関や民間団体との協働により、女性からの相談を待つことなく、早い段階から切れ目のない支援を提供することで、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

2 困難を抱える女性への支援について

質問要旨

本年5月、性被害や生活困窮、家庭関係の破綻等の困難な問題を抱える女性に対し、多様かつ包括的な支援を提供するため、「困難女性支援法」が成立したが、困難を抱える女性への支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) フルタイム労働者の男女間賃金格差の国際比較では、OECDの平均が88.4%に対し、日本は77.5%と大きく下回っており、非正規雇用の待遇はさらに厳しいため、その対策は急務の課題である。男女間の賃金格差に対する情報開示や同一労働同一賃金の徹底等を図るとともに、職種間格差を無くすため、デジタル分野における女性の活躍を支援する取組や人材育成、リスキリングの推進、エッセンシャルワーカーの処遇改善等が重要と考えるが、シングルマザー等が子どもをしっかりと養える就労を支援する環境整備にどのように取り組むのか。

答弁

次に、女性の就労支援についてでございます。

男女間の賃金格差につきましては、国の調査によりますと、長期的には縮小傾向にあるものの、格差の要因で最も大きいのは、役職の違いであり、次いで勤続年数の違いと指摘されており、出産を機に3割の方が退職する現状の解消が必要だと考えております。

そのため京都府では、働きたい女性が子育て等により離職することがないように、多様な働き方推進事業費補助金等により、職場環境改善に取り組む企業への支援を行い、子育てしやすい職場づくりに向けた取組を進めております。

併せまして、女性の所得向上に繋がるデジタル分野の人材育成につきましては、今年度、「京都府生涯現役クリエイティブセンター」にDXやデータサイエンス等について学ぶコースを新設しております。

また、保育や看護、介護に従事される方の処遇につきましては、制度を所管する国に対し繰り返し要望してきた結果、収入を3%程度引き上げるための制度改善が講じられました。

さらに、シングルマザーの世帯は父子世帯に比べて非正規雇用が多く、コロナ禍や物価高騰の影響を受けて厳しい状況におかれていることから、「ひとり親家庭自立支援センター」において、就労や心理面での相談に取り組むほか、就職に有利な資格取得を目指す方に養成機関に通っている間の生活費を支給するなど、心理面・経済面の両面から支援をしております。

今後とも、ひとり親家庭をはじめ、困難を抱える女性が子どもを安心して育てられる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

3 障害者の生活支援強化・充実について

質問要旨

障害者の生活支援強化・充実に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 障害者が住み慣れた地域で暮らせるための支援の充実等が明記された障害者総合支援法並びに障害者雇用促進法の改正案が一部成立し、障害者の生活支援の強化・充実が求められるが、実施主体の市町村との連携や人材育成、社会の理解促進への取り組むべき課題をどのように認識し、今後、障害者の意思が尊重される環境づくりにどのように取り組むのか。また、短時間労働も雇用率の算定対象になることを踏まえ、まずは本府としてどのように障害者雇用を拡充し、府内企業への啓発や雇用促進に取り組んでいくのか。

答弁

次に、障害のある方の支援についてでございます。

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくためには、体調不良や突然の入院など、緊急時においてもその生活を支援し、親元からの自立などを見守る「地域生活支援拠点」と、地域の相談支援事業者への指導や助言を行う「基幹相談支援センター」の整備が重要でございます。

京都府におきましては、市町村と連携して整備の促進に努めておりますが、「地域生活支援拠点」は9市町、「基幹相談支援センター」は15市町での整備にとどまっていることから、引き続き、これらの施設の運営等を担う人材の育成を進めますとともに、例えば、複数の自治体で共同設置するなどの取組を推進してまいりたいと考えております。

また、障害のある方の意思が尊重され、地域において希望する生活を送っていただくためには、障害に対する住民の理解促進を図ることも重要でありますことから、先般作成しました障害の特性についての解説や具体的な対応等を掲載した事例集を活用して、さらなる普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

障害者雇用の促進につきましては、京都府庁においては、昭和59年度以降、身体・知的・精神と障害者採用試験の対象を拡大する中で、この間、117名の方を雇用してまいりました。

短時間勤務者も雇用率の対象となることとした法改正の趣旨を踏まえまして、現行の短時間勤務の業務での雇用促進や、業務の切り分けによる雇用枠の創出などの取組を進めていきたいと考えております。

また、府内企業に対しましては、京都障害者雇用企業サポートセンターにおきまして、障害に応じた職場環境の整備や任せる仕事の切り分けを提案いたしますとともに、各種助成制度による支援等を行った結果、令和3年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は全国平均2.20%のところ、京都府は2.28%となっております。

引き続き、障害のある方々が、希望に応じた働き方ができ、職場に定着できますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

3 障害者の生活支援強化・充実について

質問要旨

障害者の生活支援強化・充実に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 本年5月成立の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、施策の策定や実施については、国や自治体の責務と明記され、情報機器やサービスの開発・提供の支援や防災・防犯に関する情報を取得できる体制の充実等が求められているが、本府の役割をどのように認識しているのか。また、防災・防犯等は、府警等の関係機関との連携や市町村への人材支援等の取組も必要と考えるがどうか。

答弁

次に、障害のある人となない人とのコミュニケーションの壁をなくす取組についてでございます。障害のある方が、希望する地域で安心して生活し、様々な活動に参加できる共生社会の実現に向けましては、情報の取得・利用や意思疎通のための手段について選択の機会を確保・拡大していくことが極めて重要でございます。

本年5月に施行された、いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、地方公共団体の責務・役割として、障害のある方の情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を推進することとされたところでございます。

京都府では、これまでから、

- ・ ホームページの音声読み上げ機能や、記者会見での手話通訳の配置などの情報発信
- ・ 障害のある方の意思疎通を支援する人材の育成

など、障害のある方の情報の取得・利用や意思疎通手段の充実に取り組んできたところでございます。

また、議員御紹介のとおり、新たな法律では、障害のある方が円滑に防災や防犯に関する情報を収集したり、被害の発信ができるよう必要な体制等の整備を推進することが求められております。そのため、警察職員に対する障害の特性や意思疎通の手段をテーマにした研修の開催や、災害時に市町村の避難所で手話通訳などを行う人材の育成などに取り組み、障害のある方に安心・安全な生活を送っていただけるよう、関係機関との連携を深めてまいりたいと考えております。

引き続き、新法の趣旨を踏まえ、国や市町村をはじめ、関係の皆様とともに、障害のある方の情報の取得・利用や意思疎通手段の充実にも努めてまいりたいと考えております。

4 教育問題について

質問要旨

国が本年10月に発表した児童生徒の問題行動・不登校等指導上の諸課題に関する調査では、小・中・高校等の暴力行為、いじめ、不登校、中途退学の件数・人数が前年度を上回り、不登校の小・中学生数は過去最多となる中、教育問題に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 新型コロナの影響により、修学旅行や遠足、運動会、文化祭の中止、給食の黙食、部活動の自粛など、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもたちの心身に影響を及ぼしたと考えるが、児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の課題について、現状をどのように認識しているのか。

(2) 本府では、令和2年3月に不登校児童生徒の支援方針を記したハンドブックを策定し、不登校の現状認識、未然防止、早期発見・初期対応、児童生徒への支援について、フリースクールと連携した施策等を通じ、市町村教育委員会と対応してきたが、コロナ禍による環境の変化を踏まえ、施策の検証が必要と考える。子どもたちの学びを支え、進学や就職の希望が叶う環境づくりをさらに推進することが重要と考えるが、本府の「誰ひとり取り残さない教育環境の整備」の取組状況はどうか。

(3) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題として受けとめ、広がりある取組が必要と考えるが、今後のいじめ防止対策及び地域社会との連携強化はどうか。

答弁

山口議員の御質問にお答えいたします。

不登校・いじめなど生徒指導上の課題についてでございます。

全国の不登校児童生徒数やいじめの認知件数は過去最多となっており、京都府でも同傾向にあることから、非常に憂慮すべき事態であり、特に、小学校での暴力行為、小・中学校の不登校やいじめについては、大変厳しい状況にあると考えております。このコロナ禍における学校や家庭での環境変化や、児童生徒の心理的ストレスの影響を懸念しているところでございます。

こうした中、児童生徒が誰にも相談できずに不登校となるケースや、過剰なストレスから暴力行為やいじめに繋がるケース、また、悩みが解消されずに自ら命を絶つ最悪のケースも考えられることから、児童生徒のSOSを見逃さずに丁寧を受け止め、組織的に対応することが課題であると認識しております。

次に、不登校の子どもたちを支える教育環境の整備についてであります。

府教育委員会では、不登校児童生徒の相談・指導を行う市町の教育支援センターの機能強化や、フリースクールへの支援、福祉部局と連携した不登校からのひきこもりを防ぐための支援などを行ってきたところでございます。

しかしながら、不登校が急増している現状に鑑みれば、議員御指摘のようにコロナ禍を踏まえ、

これまでの施策や手法を検証し、不登校が長期化した児童生徒への対応や学校外での取組だけではなく、

①悩みを抱えた児童生徒への柔軟な対応や、

②不登校傾向の児童生徒に対する早期からの積極的アプローチなどの対策強化が必要であると考
えております。

具体的には、登校はできても教室には入れない児童が学ぶ場として、校内に別室を設け個々に
応じた支援を行うモデル事業を小学校で実施しておりますが、教室復帰につながったなどの声も聞
いており、こうした手法の府内への展開を検討し、学校における柔軟な対応を支援してまいり
ます。

また、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの拡充に加え、オンラインによるカウ
ンセリングを実施するなど、支援につながっていなかった児童生徒に対しても、早期からの積極
的アプローチを展開してまいります。

府教育委員会といたしましては、学校復帰への支援はもとより、学校に登校するという結果のみ
を目標にするのではなく、学習や進学・就職に着実に結びつけるといった、学びの保障と社会的
自立を目標に、誰一人取り残さず児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整えられるよう取
り組んでまいります。

次に、いじめ防止対策、地域社会との連携強化についてであります。

府教育委員会では、全国に先がけて、いじめのアンケートの実施等による積極的な認知・早期発
見など、いじめ防止対策に取り組んでまいりました。しかし、いじめ事案が後を絶たない現実が
ある中で、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会を如何につくるかという、学校を含めた
社会全体の課題と捉える必要があると考えております。

議員御紹介の仙台市のように、地域、企業等が加わり、多くの大人が子どもの声を受け止めるよ
う取り組むことは非常に重要であることと認識しており、府内の各市町においても、いじめに反
対する意思を表す「ピンク缶バッジ」を子どもが身につける啓発運動を行うなど、学校外での取
組事例があると承知しております。

また、京都府においても、大学教授、学校、市町村、PTA、児童相談所、警察等で構成する
「京都府いじめ問題対策連絡会議」において、社会全体でいじめを防止し、子どもの声を受け止
めるよう連携を進めるとともに、「地域交響プロジェクト」において、NPOなどの活動を支援す
る仕組みを昨年度に創設し、いじめに悩む子どもの支援を行えるよう取り組んでいるところでご
ざいます。

府教育委員会といたしましては、現状の取組に加え、地域、保護者、関係機関などのお力をお借
りしながら、社会全体で、子どもの心の中の訴えを、周囲の人々が早期に気づき、手をさしのべ
られるような取組を検討してまいります。

5 自転車の安全運転の推進について

質問要旨

国民のライフスタイルが変化し、自転車の利用が増加する中、本年1月に、国は都道府県の警察
本部に対し、自転車運転手が法令を遵守し、安全運転に資する状況となる取組を進めるための通
達を発出したが、自転車の安全運転の推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 府警は、これまでから自転車の安全運転対策の取組を進めてきた中、一層の道路管理者との連携と道路環境の整備が必要と考えるが、基本方針はどうか。また、ルールの不知や失念に対し、安全運転教室等の積極的な開催や、東京都が開発する自転車の走行ルールが学べるアプリの導入など、関連業界等も巻き込み、自転車走行に関する正しい情報を発信することが重要と考えるがどうか。

(2) 悪質な違反者への赤切符交付の運用も含め、指導や取締りの強化について、基本的な方針はどうか。

答弁

山口議員の御質問にお答えいたします。

道路管理者と連携した道路交通環境の整備の基本方針についてでございます。

自転車関連交通事故の防止のためには、議員ご指摘のとおり、自転車通行空間の適切な整備が重要であり、警察は道路管理者と緊密な連携に努めております。

具体的には、新たな道路を整備する場合、計画段階で道路法に基づき協議を行うこととなりますが、その際には、原則として自転車道や自転車専用通行帯の整備を申し入れるほか、既存の道路で自転車専用通行帯等が整備されていない場合には、必要に応じ自転車の通行場所を明示する矢羽根型路面表示の設置を働き掛けることとしております。

また、自転車関連の交通規制についても、必要に応じ見直すこととしており、具体的には、例外的に自転車歩道通行可の規制がされている歩道のうち、幅員が狭隘で歩行者が多いなど危険性の高い歩道については、自転車歩道通行可の規制を解除し、歩道上の事故の防止を図る一方で、交差点における自転車の安全走行に資するため、道路管理者と連携し矢羽根型路面表示の交差点内への延伸等を進めております。

次に自転車利用者等に対する交通ルールの周知についてでございます。

我が国とりわけ都市部におきましては、諸外国と比べ道路配置が過密で幅員等に余裕がなく、自転車道等の整備に一定の限界がありますことから、自転車利用者を始め、各交通主体が交通法規を遵守し、事故の発生リスク等を理解することが重要です。

このため、警察では毎年、春と秋に全国交通安全運動を実施するとともに、小中学校等における交通安全教室の積極的開催、交通安全教育動画の配信等により、心身の発達段階等に応じた体系的な交通安全教育を推進しておりますが、関係機関や交通ボランティアとも連携し、引き続き工夫を凝らした効果的な交通安全教育と情報発信に努めて参ります。

なお、道路交通法の一部改正におきまして、来年4月からヘルメット着用の努力義務化が予定されておりますことから、自転車安全利用五則のSNSでの情報発信や自転車販売事業者と連携した購入者に対する交通ルール周知等を行っております。

次に、指導・取締りの強化についての基本的な考え方についてでございます。

自転車利用者の交通違反につきましては、府内36地区、45路線の自転車指導啓発重点地区・路線を中心に取締りを強化しております。

具体的には、事故原因となりやすい信号無視、通行区分違反、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対しては、赤切符を適用し検挙するなど厳正に対処することとしております。

今後は、電動キックボード等新たなモビリティの利活用の一層の進展も見込まれますことから、多様な交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保するためにも、自転車の交通秩序の整序化や更なる事故防止対策に取り組んでまいります。